

居住誘導促進事業補助金の添付書類について

各申請の添付書類は次のとおりです。

【事業認定申請】

- ・ **住宅を建築する土地の所在、所有者がわかる書類**
土地の登記簿謄本の写し（原本は法務局で取得出来ます。ただし手数料がかかります。）
- ・ **建設する住宅の図面（①②③④に該当する図面を全て提出）**
建築確認申請に添付する①位置図、②平面図、③求積図、④詳細図の写し
（それぞれ①地図上の位置、②敷地上の建物配置、③敷地・建物の面積、④部屋の間取りがわかるもの）
- ・ **住宅の建設工事に係る見積書**
工事の内訳がわかるもの（建設工事の内容や詳細の内訳がわかるもの）
- ・ **建設業の許可を受けていることがわかる書類の写し**
建設業の許可書の写し（期限が切れていない最新のもの）
- ・ **誓約書（次のいずれかに該当する対象の方のみ）**
○元々居住（所有）していた住宅が土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン）に立地する場合
○新築する住宅とは別に住宅を所有しており、補助事業完了後も所有する場合
※上記のいずれかに該当する場合は、補助金の適正な執行を担保するため、所有する住宅又は土地に関して誓約いただく事項があります。誓約いただけない場合は補助できませんので、ご承知願います。

【完了実績】

- ・ **住宅の位置図、求積図、立面図及び平面図**
事業認定申請時に提出した「建設する住宅の図面（①②③④）」の最新のもの
- ・ **補助事業着手前及び着手後のカラー写真（①②を全て提出）**
①工事事の着工前の更地の写真
②工事完了後の完成した住宅の写真
全体がわかるよう、多方面から撮影したものが望ましいです。
- ・ **補助対象事業に係る経費の内訳がわかる書類（①②③を全て提出）**
①住宅の建設工事に係る契約書の写し
契約書及び変更契約書の写し（請書や注文書等で発注している場合はその写し）
②工事に係る支払いの確認出来る書類の写し
金融機関等の振込受付書又は振込明細書（その他支払者と振込先がわかるもの）
※契約書（当初、変更）の写しと合計が一致していることを確認ください。
③工事に係る借入金の額がわかる書類の写し（借り入れがある場合）
住宅の建設工事費に充てる金融機関から借り入れする金額がわかる書類の写し
- ・ **着手及び完了の年月日が確認できる書類**
建築確認申請の確認済書と検査済書の写し